

商工関係小規模事業者集中支援金の取扱状況について

産業政策課

1 本市独自の小規模事業者支援

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者をより広く支援するため、これまでの支援が十分に及ばない市内小規模事業者を集中的に支援する。

(2) 対象者

次の要件をすべて満たす者。

- ・ 常時雇用する従業員が5人以下で、令和2年3月1日以前から事業を開始しており、市内に実店舗や事業所を置き、事業収入を得ている。
- ・ 農林漁業、公務を除くすべての業種。ただし、信用保証対象外業種を除く。
- ・ 群馬県の「感染症対策事業継続支援金」の対象事業者ではない。
- ・ 前橋市の「経営安定資金」で借入利子補助等を受けない、その他新型コロナウイルス関連の支援金等を受けない。
- ・ 市税の滞納がない。

(3) 支援方法

商工関係小規模事業者集中支援金として、1事業者につき、一律50,000円（1回限り）を支給する。

(4) 交付申請受付期間

令和2年6月1日(月)から6月30日(火)（当日消印有効）まで。

2 小規模事業者集中支援金の取扱状況（令和2年7月22日時点）

◆申請受付総数：6,772件

- ・ 支給決定件数：6,232件　うち支給済み件数：5,929件
（支給総額 311,600,000円（全額を一般財源で賄う予定））
- ・ 不支給決定済み件数：529件（対象者の要件を満たしていないため）
- ・ 支給・不支給の決定保留件数：11件（追加書類提出待ち、確認連絡待ち等）

支給決定事業者業種の内訳

業種別分類	支給決定件数	左の構成比
建設業	1,582件	25.4%
卸売・小売業	1,085件	17.4%
サービス業（他に分類されないもの）	729件	11.7%
生活関連サービス業、娯楽業	655件	10.5%
学術研究、専門・技術サービス業	474件	7.6%
その他	1,707件	27.4%
合計	6,232件	100%

3 これに要した事務的経費

- ①臨時職員人件費 311千円、②複合機（コピー機）等賃借料・使用料 84千円、
③電話回線架設料・使用料 114千円（見込）、④郵送料 524千円、計 1,033千円。
→ 既決予算内の流用にて対応済み。後日、組み替え補正予定。